

# 周南市議会事務局設置条例

〔平成15年5月13日〕  
〔条例第244号〕

(設置)

**第1条** 周南市議会に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、事務局を置く。

(職員)

**第2条** 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局職員の定数は、周南市職員定数条例（平成15年周南市条例第23号）の定めるところによる。

3 事務局職員の給与、身分等の取扱いについては、市の一般職の例による。

(委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。